

陸運と安全衛生

2026

1

No.685

適度なストレッチを習慣に みんなで取り組む腰痛予防

陸災防 令和7年度安全衛生標語 健康部門優秀作品



岐阜城（岐阜市）

写真提供：一般社団法人岐阜県トラック協会

- ・会長年頭挨拶「新しい年を迎えて」
- ・労働安全衛生法改正の主なポイント



陸上貨物運送事業労働災害防止協会

- 会長年頭挨拶 新しい年を迎えて (1)
- 厚生労働省労働基準局長年頭所感 (3)
- 厚生労働省安全衛生部長年頭所感 (4)
- 警察庁交通局長年頭挨拶 (6)
- 労働安全衛生法改正の主なポイント (7)

安全

- 【隔月連載】陸運業の労働災害の特徴と問題点
- 第1回 交通事故による死亡労働災害 (13)
- 【災害事例とその対策】
- 酸素欠乏症と硫化水素中毒 (23)
- 労働災害発生状況(令和7年速報) (24)

健康

- 【連載】知っておきたい腰痛の知識と対策
- 第4回 座ってできる腰ケア【続編】：インナーマッスル体操+負担軽減ストレッチ (10)
- テーラーメイド腰のクリニック (TMBC) 院長 松平 浩

陸災防情報

- 令和8年度「安全衛生標語」の募集を開始します！ (14)
- 「年末・年始労働災害防止強調運動」実施中です！ (9)
- 令和7年度 陸災防フォークリフト荷役技能検定試験実施結果について (16)
- 「陸災防労働災害事例生成ツール」サービス終了のお知らせ (18)
- 陸運業の安全衛生管理実務担当者研修のご案内 (20)
- 荷役作業安全ガイドライン説明会のご案内 (20)
- 荷役災害防止担当者研修（陸運事業者・荷主等向け）のご案内 (21)
- 小企業無災害記録表彰 (22)
- 発送料改定のお知らせ (25)
- 陸災防の動き (25)
- 安全ポスター №88のご案内 (26)

関係行政機関・団体情報

- 【厚生労働省】2月は「化学物質管理強調月間」です (22)



新しい年を迎えて

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 会長 齋藤 充

新年 明けましておめでとうございます。

令和8年の新春に当たり、日頃から当協会の活動にご理解、ご協力をいただいている会員事業場の皆様をはじめ、関係の方々に深く感謝申し上げます。

現在、社会構造の変化に伴い長期化する人手不足や高齢化問題など陸運業を取り巻く社会経済情勢が厳しさの度合いを強める中、皆様におかれでは、労働災害防止活動に不断の努力を続けておられることに対し、心から敬意を表します。

さて、陸運業における労働災害の現状は、令和7年12月末に公表された速報値で、死亡者数、死傷者数ともに前年を下回る状況となっております。これも皆様方の不断のご努力の賜物と思います。

しかしながら既に60名を超える方が命を落とされ、1万2千人を上回る方々が被災されています。死傷災害では、「墜落・転落」「転倒」「動作の反動・無理な動作」「はさまれ・巻き込まれ」といった荷役関連災害が依然として多く発生しており、死亡災害では荷役関連災害とともに交通事故が多数を占めています。こうした現状を踏まえますと、これまで以上に気を引き締め、取組を進めていく必要があります。

本年は国の第14次労働災害防止計画の4年目となります。同計画において、陸運業が業種別の重点業種の筆頭に位置付けられていることを踏まえ、陸災防としても陸運業労働災害防止計画を策定し、死亡災害については、荷役関連災害の防止及び交通労働災害の防止、死傷災害については、荷役関連災害の防止を最優先に、総力を挙げて取り組んでいる

ところであります。本年も本部と支部、会員事業場が一体となって、計画的・継続的な安全衛生活動を推進し、陸災防の存在意義を高めつつ、目標達成に向けてさらに努力してまいります。

具体的には、令和8年は次の取組を重点として行うこととします。

第一は、荷役関連災害の防止です。

陸運業においては、死傷災害の多くを荷役関連災害が占めています。このため、本年は、第一線で災害防止活動を担う安全衛生推進者等を対象として、「墜落・転落」「転倒」「動作の反動・無理な動作」「はさまれ・巻き込まれ」といった発生頻度が高い災害事例を題材にした実践的な研修会を新設し、その防止対策の徹底に努め、引き続き安全衛生推進者の選任率の向上とレベルアップに取り組んでまいります。

また、荷役関連災害防止に取り組む事業者や荷主を対象とした「荷役ガイドライン説明会」や「荷役災害防止担当者研修」を継続して実施するとともに、安全衛生レベルアップ支援事業や個別サポート事業、コンサルティング事業などの機会を増やし、事業者の自主的な活動をより一層支援してまいります。

さらに、陸運事業者と荷主等との間で、労働災害防止に係る問題意識を共有し、解決に向けて協働できるよう、荷主との協議会を継続して開催してまいります。

令和8年1月1日から段階的に施行される改正労働安全衛生法において、作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付けや混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大などが予定されています。

陸運事業者としては、荷役関連災害のうち約6割が発着荷主の作業場において発生している現状を踏まえ、これらの改正を契機として、荷主とともに荷役関連災害の防止に積極的に取り組んでいかねばなりません。

陸災防としては、これらの動きに的確に対応し、適時に情報提供を行い、また必要な都度、わかりやすい解説等を提供して、その周知に努めてまいります。

第二は、交通労働災害の防止です。

交通労働災害による死亡者数は、死亡者数全体の6割にのぼります。このため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく取組を進め、未熟練労働者、高年齢労働者対策と合わせ交通労働災害の防止を推進してまいります。

第三は、健康確保対策の推進です。

陸運業の健康診断における有所見者数の割合は、他業種に比し高い水準にあり、さらに脳・心臓疾患の労災認定件数は業種別で最も多い状況が継続しています。健康診断結果に基づく事後措置の徹底などにより、過労死等の大幅減少を目指すとともに、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を一層推進してまいります。

また、近年早い時期から気温が上昇し、酷暑の期間も長期化しており、熱中症リスクが年々高まっています。本年も、昨年改正された熱中症関係の法令改正を踏まえ、重症化させない取組を徹底するとともに、早い時期からの環境整備や暑熱順化への対応など、昨年以上の取組を進めてまいります。

さらに、増加傾向にある腰痛の予防対策について、実態把握のとりまとめを進めてまいります。

こうした重点的な取組とともに、当協会が実施している諸活動の充実にも取り組んでまいります。

特に陸災防フォークリフト荷役技能検定については、昨年4月から厚生労働省の団体等検定に認定されたことを踏まえ、支部との連携による開催場所の拡充、受検者の拡大など、その充実に努めてまいります。

また、第62回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会は、11月12日に岐阜県岐阜市の長良川国際会議場において、第41回全国フォークリフト運転競技大会は、11月28日、29日に愛知県みよし市の中部トラック総合研修センターにおいて開催します。多くの皆様のご参加をお願いいたします。

さらに、広報誌「陸運と安全衛生」(WEB版)の、さらなる充実と購読者の拡大を図るとともに、全会員にお届けする「陸運と安全衛生 Year Book」(冊子版)も引き続き発行してまいります。

陸運業界は従業員の高齢化、慢性的な人手不足、先行き不透明な燃料費の動向など多くの課題を抱え、厳しい事業環境下にあります。しかしながら、従業員の安全が確保されてはじめて陸運業は成り立ちます。陸運事業者が、我が国の経済活動と国民生活を支える物流の中核として、その機能を果たしていく上でも、従業員が安全で健康に働く職場環境を確保し、改善していくことは事業者の責務であります。

会員事業場の皆様には、当協会の活動に引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、「年末・年始労働災害防止強調運動」(12月1日～1月31日)が実施されていますこの時期に、「職場の安全衛生自主点検」の実施など労働災害防止の取組になお一層のご尽力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

この一年が希望と活力に溢れる良き年となりますよう祈念いたしますとともに、皆様方のご健勝とご発展をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



労働基準局長年頭所感

厚生労働省労働基準局長 岸本武史

あけましておめでとうございます。

新年を迎え、心からお慶び申し上げます。
本年も何とぞよろしくお願ひいたします。

令和8年の年頭に当たり、改めて日頃の労働基準行政への御理解と御協力に感謝申し上げますとともに、今後の労働基準行政について述べさせていただきます。

第一に、賃金の引上げについてです。

最低賃金は、今年度、目安制度が始まっています。これまで最大となる全国加重平均66円の引上げが行われ、1,121円となります。

最低賃金引上げへの対応を含め、企業が継続的に賃上げできる環境を整えることが重要であると考えており、政府全体で生産性向上支援や更なる取引適正化等に取り組んでいます。

厚生労働省としても、業務改善助成金を始めとする「賃上げ」支援助成金パッケージにより、中小企業・小規模事業者の賃金引上げと設備投資等を後押ししてまいります。また、関係省庁と連携して、各種支援策・好事例等の周知広報、取引適正化の徹底などに取り組んでまいります。

第二に、労働安全衛生対策についてです。

陸上貨物運送事業における令和6年の労働災害発生状況をみると、死亡者数は108名と前年より2名減少したものの、休業4日以上の死傷者数は16,292名と前年より77名増加しており、労働災害防止のためのより一層の努力が求められています。

昨年5月に公布された改正労働安全衛生法等は、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械による労働災害の防止の促進、高年齢労働者の労働災害防止の推進を主な内容としております。

これらの改正事項については、本年4月1

日を中心に段階的に施行されることとなっており、厚生労働省では、その円滑な施行に向けて、政省令や指針等の整備を進めるとともに、改正内容の周知に取り組んでまいります。

第三に、働き方改革の推進についてです。

時間外労働の上限規制も含めた労働時間規制については、引き続き、その適正な運用が図られるよう、厳正な監督指導を行うとともに、丁寧な相談支援に努めてまいります。また、令和6年4月から時間外労働の上限規制の適用が開始された建設業、自動車運転者等については、取引慣行の改善も含め、関係省庁と連携して働き方改革の取組を進めてまいります。

また、働き方改革関連法の施行から5年以上を経過すること等を踏まえ、現在、労働政策審議会労働条件分科会において、労働基準関係法制の在り方等について御議論いただいているところであります。引き続き、働き方の実態やニーズを踏まえつつ、労使の御意見を十分にお聞きしながら検討を深めてまいります。

第四に、過労死等防止対策についてです。

令和6年度の過労死等の労災支給決定（認定）件数は、脳・心臓疾患事案で247件、精神障害事案で1,057件でした。精神障害事案に関する労災支給決定（認定）件数は増加傾向にあり、これまでの長時間労働対策に加え、メンタルヘルス対策やハラスメント防止対策など、働く方の環境を改善していくことの重要性が高まっています。

こうした課題も踏まえて令和6年に見直された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、強い使命感を持って、過労死等のない社会を実現するための取組を着実に進めてまいります。

第五に、労災保険法等の見直しについてです。労災保険法等の見直しについては、遺族補償年金等の支給要件の男女差の解消や災害補償請求権等の消滅時効期間の見直しなど様々な論点があり、有識者で構成される研究会において昨年7月に中間報告書が取りまとめられました。その後、同報告書を踏まえ、労働条件分科会労災保険部会において御議論いただいているところであり、法的整備も含めた所要の措置について、引き続き検討を進めてまいります。

労働者や企業をめぐる環境は常に変化して

いますが、そのような中でも労働条件が適切に確保されるよう、職員一同全力を挙げて職務に取り組んでまいります。

本年も引き続き、労働基準行政への御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。

働き方の個別化・多様化をはじめ、労働者や企業を取り巻く環境が変化する中でも、労働条件がしっかりと確保できるよう、職員一同全力を挙げて取り組んでまいりますので、今後とも、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



安全衛生部長年頭所感

厚生労働省労働基準局安全衛生部長 安井省侍郎

謹んで新春のお慶びを申し上げます。令和8年の年頭に当たり、改めて日頃の労働安全衛生行政への御理解と御協力に感謝申し上げます。

我が国の直近の労働災害の発生状況をみると、死亡者数は長期的に減少傾向にあり、令和6年には746人と過去最少となったものの、休業4日以上の死傷者数は増加傾向にあり、令和6年には135,718人と4年連続で増加しています。

陸上貨物運送事業においては、死亡者数が108名と前年より2名減少しておりますが、休業4日以上の死傷者数は16,292名と前年より77名増加しております。

死傷災害の増加の背景には、高年齢労働者の労働人口に占める割合の増加を続けていることと、高年齢労働者の労働災害発生率が年齢に応じて高くなっていくことが挙げられます。近年増加を続けている外国人労働者の災害発生率が平均より高いことも懸念材料です。第14次労働災害防止計画では、こうした状況を踏まえた対策の重点事項を定め、国と事業者等が連携して取り組んでいくこととし

ています。引き続き、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

また、多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するための改正労働安全衛生法等が昨年5月に成立・公布されました。内容は大きく5点あり、1つ目は、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進です。労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等による災害の防止を図るため、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき措置を定めることとしました。

2つ目は、職場のメンタルヘルス対策の推進です。ストレスチェックの実施義務の対象を労働者数50人未満の事業場に拡大することとしました。

3つ目は、化学物質による健康障害防止対策等の推進です。危険性・有害性情報の通知義務違反に対する罰則の強化等を行うこととしました。

4つ目は、機械等による労働災害の防止の促進等です。ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲の拡大等を行うこととしました。

5つ目は、高齢者の労働災害防止の推進です。高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとしました。

また、令和7年6月11日に公布された改正労働施策総合推進法においては、事業主に対し、職場における治療と仕事の両立を促進するため必要な措置を講じることを努力義務とすること等としました。

これらの改正事項については、本年4月1日を中心に段階的に施行されることとなっており、厚生労働省では、その円滑な施行に向けて、政省令や指針等の整備を進めてまいります。皆様におかれましても、改正内容の周知にご協力を願いいたします。

また、近年の夏季の平均気温の上昇に伴い、熱中症が増加傾向にあり、令和6年の熱中症による死亡者数は31人に達しました。このため、昨年6月に、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制の整備等、熱中症対策の強化を内容とする労働安全衛生規則の改正を行いました。関係者の皆様には、引き続き、的確な対応をお願いいたします。

これら法令改正がなされましても、各事業

場において実践されなければ、労働災害の防止には繋がりません。しかし、単に法令遵守だけでよい、ということになると、「法令で義務付けられているからやる」、「法令で義務付けられていなければやらなくてよい」、もっといえば、「法令違反が見つかなければよい」となり、肝心の労働安全衛生水準の向上という目的が忘れ去られてしまいます。

労働安全衛生法令で規定されている内容は、最低基準に過ぎません。「一人ひとりカケガエノナイひと」というゼロ災の理念を今一度ご確認いただき、「法令違反になるかどうか」に心を奪われることなく、自分の職場で、一緒に働く仲間を失う悲劇を決して起こさないという強い想いで、安全衛生水準の向上に取り組んでいただきたいと思います。

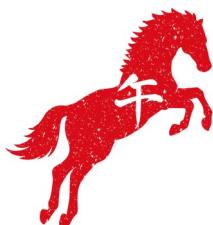
今般の労働安全衛生法の改正により、複数の事業場の作業従事者等が混在して作業する場合、その場所の管理者が連絡調整等を行うことが義務付けられます。トラックヤード等、従来は統括管理が行われていなかった場所で、連絡調整等が適切に行われるよう、貴会会員への支援をお願い申し上げます。

貴会会員皆様方の職場の今年一年の無災害をお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

本年も陸運業における労働災害の防止に向け積極的な取組を展開してまいります

会員の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます

令和8年1月



陸上貨物運送事業労働災害防止協会

会長 斎藤 充

専務理事 横尾 雅良

職員一同



交通局長年頭挨拶

警察庁交通局長 早川智之

新年おめでとうございます。

皆様には、日頃から陸上貨物運送事業に係る交通事故防止対策に御尽力いただきますとともに、警察行政の各般にわたり、深い御理解と多大な御支援をいただきておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の交通事故による死者数は2,547人で、前年比116人減少し、警察庁が昭和23年から保有する統計において最少を記録しました。

これもひとえに皆様をはじめ平素から交通安全活動に携わる方々の御尽力のたまものであると、深く敬意を表する次第であります。

しかしながら、次代を担うこどもが犠牲となる痛ましい交通事故や、飲酒運転、「ながらスマホ」等の悪質・危険な運転による交通事故が後を絶たず、今もなお多くの尊い命が交通事故で失われていることに変わりありません。また、第11次交通安全基本計画において掲げられた、令和7年までに死者数を2,000人以下とする目標について、残念ながら、達成することができませんでした。

このような交通事故情勢を踏まえ、警察といたしましては、本年、新たに策定される第12次交通安全基本計画に基づき、関係機関・団体と連携しながら、こどもや高齢者をはじめとする歩行者の安全確保、本年4月から交通反則通告制度が導入される自転車の交通ルール遵守のための交通安全教育の充実、飲酒運転や「ながらスマホ」等の悪質・危険な交通違反の取締り等の多角的な取組を、これまで以上に、効果的かつ強力に推進し、交通

事故の抑止に努めてまいります。

また、昨年は、外国人による交通安全の問題が大きく取り上げられ、外国の運転免許から日本の運転免許に切り替える、いわゆる「外免切替」が10月に厳格化されました。今後も、訪日外国人や在留外国人の増加が予想され、レンタカー会社や外国人を雇用する企業と連携した、外国人に対する交通ルール遵守に向けた取組が一層必要となっています。また、本年4月から交通反則通告制度が導入される自転車について、ライフステージに応じ、自転車の安全・安心な運転に必要な知識・技術を習得できるよう、官民が連携して、交通安全教育を充実、強化する必要があります。

交通事故は、誰もが当事者となるおそれのある身近な問題です。安全で快適な交通社会を実現するため、関係機関・団体と地域、職場、家庭が緊密に連携し、官民一体となって、国民一人一人の交通安全意識を高めることが必要不可欠と考えております。

貴協会におかれましては、引き続き、貨物自動車に係る交通事故防止を図るとともに、事業に携わる運転者が一般ドライバーの模範となるよう、適切な運行管理や効果的な運転者教育の実施について、なお一層の取組をお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますの御発展と皆様の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

労働安全衛生法改正の主なポイント

改正労働安全衛生法が令和7年5月14日に公布され、同日から令和9年にかけて、段階的に施行されていきます。

現時点で判明している陸運業に関する改正の概要は次のとおりです。

本号から順次解説していくことにします。

I 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 [施行期日：令和7年5月14日]

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も含めることで、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、注文者が注文する際に施工方法や工期などへ配慮する規定について、これらの規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることが明確化されました。

II 職場のメンタルヘルス対策の推進 [施行期日：公布後3年以内に政令で定める日]

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についてもストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられます。その際、50人未満の小規模事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間が確保されます。

III 高齢者の労働災害防止の推進 [施行期日：令和8年4月1日]

高年齢労働者の労働災害防止に必要な作業環境の改善、作業管理などの必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとされました。

今号では、I の改正趣旨を説明します。II、III 及び今後判明する関係条文については詳細が判明次第解説していくこととします。

【改正労働安全衛生法第3条第3項】

建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

1 改正の趣旨

労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第3条第3項は、昭和47年の安衛法制定当時から広く「仕事を他人に請け負わせる者」に適用されてきたもので、特に建設工事の発注における不適切な工期設定や施工方法の指定が想定されていたことから、建設工事の注文者が例示されてきたところです。

しかしながら、無理な納期設定、作業方法の指定、経費の算定等により労働災害が起こる可能性は建設工事に限られないため、建設工事以外の注文者にも広く適用される趣旨が明確にされました。

また、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件の例示として、「作業方法」及び「納期」が追加されました。

2 改正内容の詳細

- (1) 安衛法第3条第3項の「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者」には、建設工事以外の注文者も含まれますので、陸運事業者で注文者になる場合には、該当します。
- (2) (1)の「注文者」は、事業主体ではない個人や一般消費者等も含む趣旨ですが、そのような場合であっても、自らが注文した内容が、仕事を請け負った者の安全衛生に影響を及ぼす可能性があることを十分に理解した上で、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければなりません。
- (3) (1)の「注文者」が仕事を注文する際、①作業場所、②作業方法、③作業に使用する機械・設備等、④作業に使用する原材料等、⑤作業時間帯等を指定する場合には、当該指定が「安全で衛生的な作業の遂行」に影響を及ぼすことがあることから、指定内容に応じて、安全衛生上留意すべき情報等を明示する等の配慮が必要です。
また、指定内容によって安全衛生上必要となる教育・研修の受講や機械等の検査等に要した費用についても、当該費用のうち、当該教育・研修や検査の有効期間を受注した仕事に要する期間で案分した金額を安全衛生経費として計上するなどの配慮が必要です。
なお、注文内容の変更に伴って、教育・研修や機械等の検査等が新たに必要となるような場合については、これに要する費用については、注文者が負担することが適当ですから、請負金に当該費用を追加するなどの配慮が必要となります。
- (4) 同項の「施行方法、作業方法、工期、納期等」には、工程・請負金の費目等が含まれます。
- (5) 同項の「安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件」には、無理な工期・納期の設定や変更、当初予定していなかった条件の注文後の付加等が含まれます。また、運送業や短期間で行われる建設工事のように、発注ごとに作業場所や作業環境が異なり、仕事を受注した者が作業時に初めて具体的な状況が分かるような場合には、「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者」が
① 作業場所を管理する者に適切な作業環境の確保を求める
② 作業場所を管理する者と協議し、あらかじめ作業内容や作業条件を契約時に明示する
などの対応を行うことが含まれます。

「年末・年始労働災害防止強調運動」実施中です！

～12月1日から1月31日～

陸防では、12月1日から1月31日まで「年末・年始労働災害防止強調運動」を実施中です。

「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（令和5年度～令和9年度）に基づき、

- ① 死亡災害件数については、本計画期間中に前計画期間中の死亡災害件数から5%以上の減少を目指す。（令和7年は、86人以下。）
- ② 荷役労働災害の大幅な減少を目指す。特に、墜落・転落災害について、本計画期間中に前計画期間（2018年度から2022年度）中の死傷災害件数から5%以上の減少を目指す。（令和7年は、4,141人以下。）
- ③ 安全衛生推進者の選任を徹底し、安全衛生推進者のレベルアップのための能力向上教育を充実する。

といった目標を設定し、一層積極的な安全衛生活動を展開しているところです。

令和7年の労働災害発生状況（1～8月速報値）は、死者数が49人（前年同期比－18人、－26.9%）と大幅に減少しています。

死傷者数も9,049人（前年同期－611人、－6.3%）と減少しているものの、型別では「墜落・転落」による災害が依然として多発しているほか、「転倒」による災害も増加傾向にあり、これらの災害について、より一層強力に取り組む必要があります。

こうした陸運業における労働災害の現状と課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たり、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、安全衛生推進者の選任など職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要です。

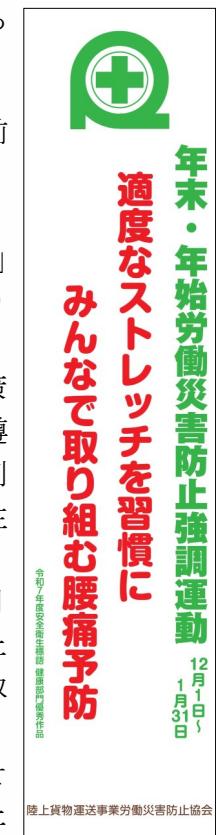
こうした認識の下、本年12月1日(月)から令和8年1月31日(土)までの2か月間を、令和7年度年末・年始労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性についてさらに認識を深め、労働災害防止のために以下とおり取り組むこととしています。

各企業・事業場におかれましては、経営トップが労働災害防止のためにその所信を明らかにし、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員へ呼びかけを行ってください。また、「職場の安全衛生自主点検表」を用いて安全衛生管理体制を確認いただくとともに、「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転者に提供できるよう、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」をご活用ください。定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底も併せてお願ひいたします。

経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的にお取り組みいただきますようお願いいたします。

「実施要綱」及び「職場の安全衛生自主点検表」↓

<http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/pdfs/youkou.pdf>



知っておきたい腰痛の知識と対策

テーラーメイド腰のクリニック (TMBC) 院長

まつだいら こう
松平 浩

第4回 座ってできる腰ケア【続編】：インナーマッスル体操+負担軽減ストレッチ

連載第1回では「腰痛借金」についてご紹介しました。腰への負担をかけない、言い換えれば腰痛借金を溜めないための身体づくりには、次の2点が重要です。

- ① 腰回り（腰椎）のインナーマッスル（深層筋）を働かせる能力を高めること
- ② 腰のお隣（上は胸椎、下は股関節）の可動性を高め、腰を助けること

前回は①のインナーマッスル体操を2つご紹介しました。今回は、コアツイスト・エクササイズ（図1）を取り上げます。力まず、ゆっくり行なうことがポイントです。誌面のQRコードから動画もご確認ください。

続いて②の「上隣り」である胸椎の動きをよくする、胸椎伸展ストレッチ（バックエク

ステンション：図2）と、胸椎回旋ストレッチ（おしぶり体操：図3）です。いずれも、動かすのは胸の高さからを意識し、腰はできるだけ動かさず安

定させたまま行なうのがポイントです。荷物作業などで身体を反らしたり捻ったりせざるを得ない場合でも、腰ではなく上半身（胸椎）から動かせるようにするための訓練になります。



目的

モーターコントロール
(インナーマッスルの活性化)

コアツイスト・エクササイズ

座ってできる深層筋の活性化体操



図1

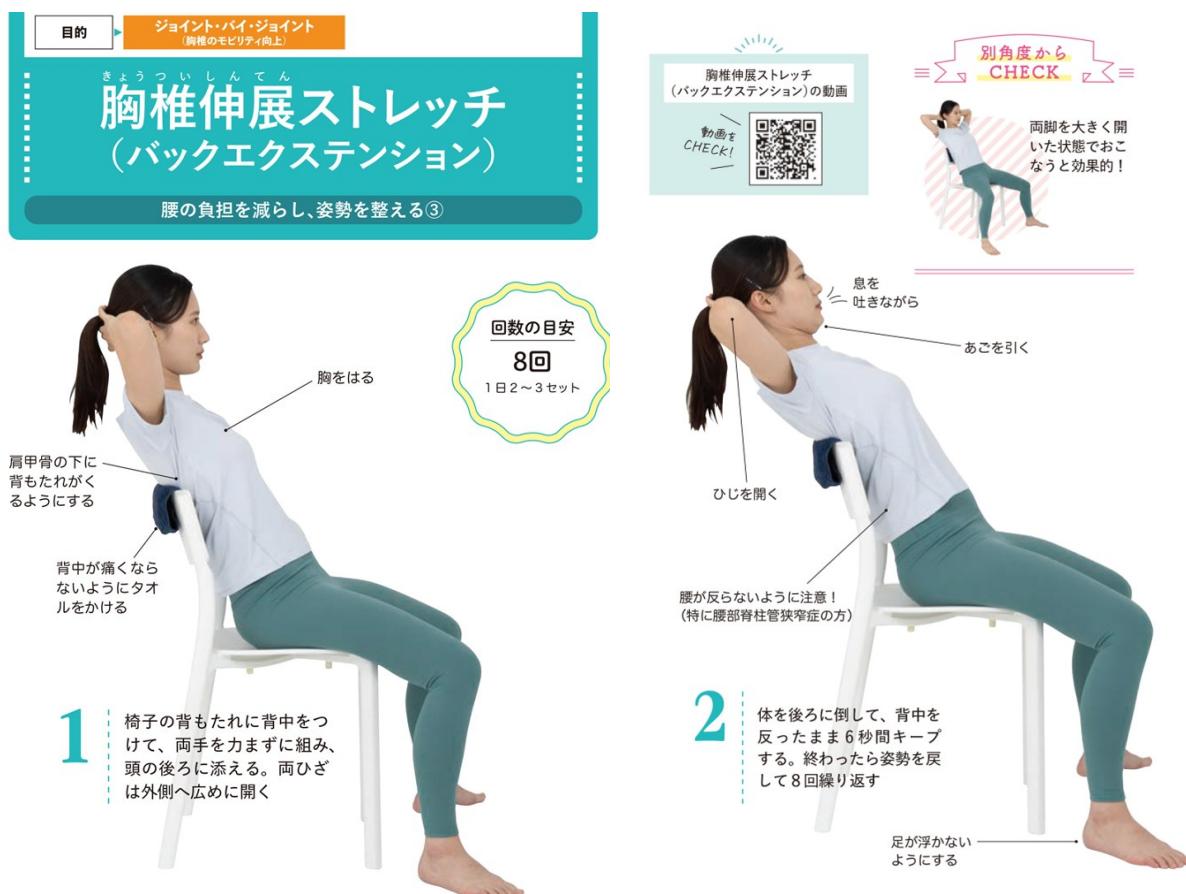


図2

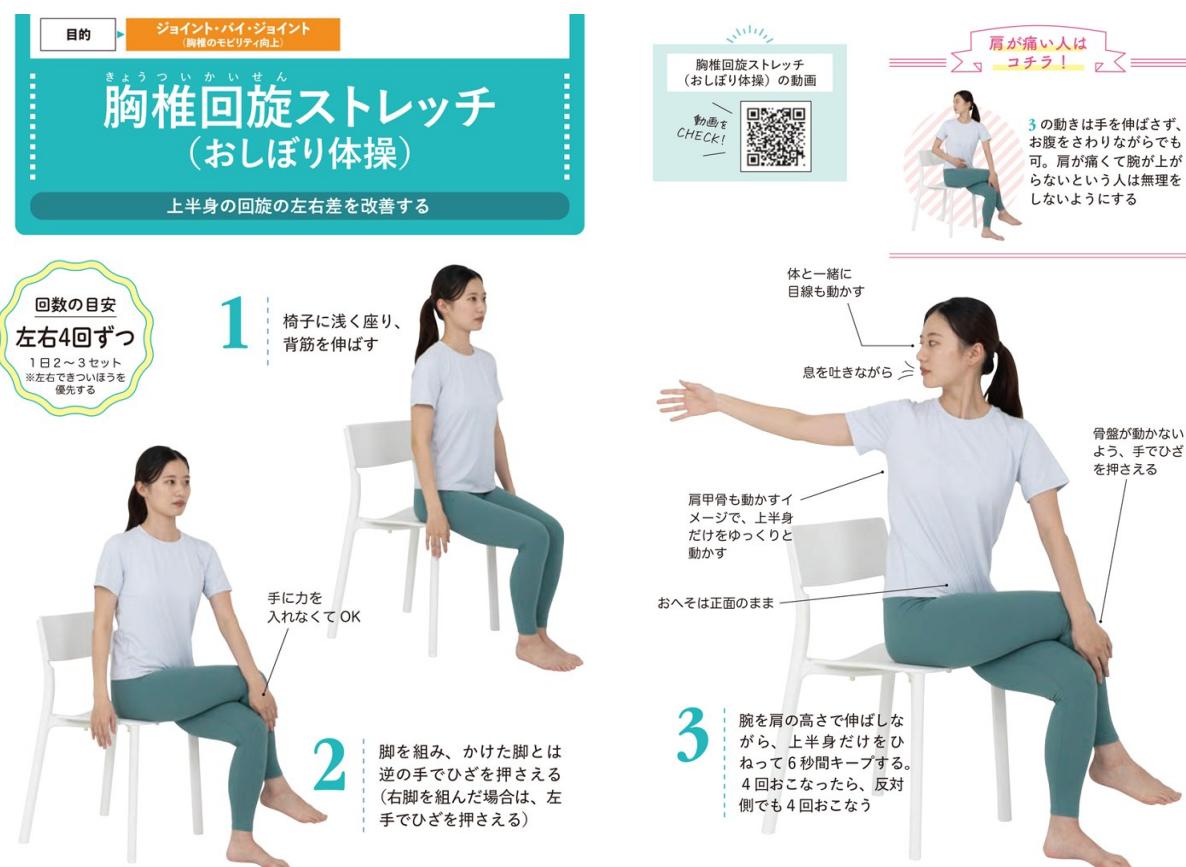


図3

一方で、身体を捻る前には、まず**足で移動し身体のねじれを最小限**にする癖をつけることが肝要です。さらに荷物を扱う際は、腕を伸ばすのではなく**肘を曲げ、できるだけ身体（おへそ）の近く**で持つようにしましょう（図4）。



図4

前回の連載第3回で解説しましたが、30kg以上の荷物の取り扱いは「1か月以上の休職を要する腰痛リスク」であることが明らかに

なっており（Iwakiri K, et al. International Archives of Occupational and Environmental Health, 2025）、少なくとも25kg以上では台車・リフターの使用を義務化することが重要です。マッスルスーツの導入も選択肢となります。

最後に②の「下隣り」である股関節周囲のケアとして、**大殿筋ストレッチ**（図5）をご紹介します。第2回でハムストリングスのストレッチを紹介しましたが、あわせて行うとより効果的です。腰が丸まってしまう方は、無理せず右上の別バージョンで行ってください。

なお、今回の写真入り図も、『コシトレ：動けるカラダにリセットできる攻めのストレッチ』（松平浩 監修・著）より抜粋しました。

次回は、**ストレスと腰痛の関係**について解説します。

目的 ➔ ショート・ハイ・ショート
（股関節まわりのモビリティ向上）

大殿筋ストレッチ

腰の負担を減らし、姿勢を整える②

1

回数の目安
左右4回ずつ
硬いほうを
4回追加する

椅子に浅く座り、
背筋を伸ばす

背筋を伸ばす

力まずに
胸をはる

指2本を骨盤と太ももの間に入れる
(拡大写真はP81上を参照)

2 指2本を骨盤と太ももの間に入れ、右脚を開いて左脚の上に乗せる

背中や腰が丸まりやすい人、ひざが開かない人は別バージョンでおこなう

2 ひざをかかえて、太ももを胸に近づける。4回繰り返したら、脚を入れ替えておこなう

胸をはって
体をひねる

1 右脚を左ひざの
上に置く

3 胸をひざに近づけるように、
上半身を前に倒して6秒間
キープする。4回繰り返したら、脚を入れ替えておこなう

背中、腰を
丸めない

息を
吐きながら

軽く胸をはったま
ま、無理のない範
囲で上半身をひざ
に近づける

大殿筋ストレッチの動画

動画をCHECK!

図5

【隔月連載】陸運業の労働災害の特徴と問題点

第1回 交通事故による死亡労働災害

安全管理士 堀野 弘志

元号が令和になり早くも8年目となりました。そこで、令和の時代の労働災害の特徴についてみたいと思います。

連載第1回となる今回は「陸運業における交通事故による死亡労働災害」の特徴をデータ分析して、考察します。

令和元年から令和6年の6か年のデータによると、グラフ(図1)に示すように陸運業の交通労災の死亡災害の総数は230人であり、その中で自動車乗車中の災害が203人で88%を占め、ほとんどが自動車運転業務中に発生しています。

事故の種類別では、「自動車に激突した」という第一当事者としての自損事故の割合が44%(102人)で最多となっています。次に多いのが、「単独事故(ガードレールや側壁への衝突、道路から逸脱して転落、横転してはされて死亡等)」が30%(69人)となっており、これも自損事故であり、これら二つの自損事故が全体の74%(171人)を占めていることから、運転者自ら原因を作つてその結果自らの命を失つたものが最も多いという結果になっています。

「自動車に激突した」の内訳をみると、「駐停車中の自動車に激突」が22%(51人)、「走行中の自動車に激突」が7%(17人)となっており、合わせて29%(68人)のほとんどが追突事故となっています。また「対向車に激突」がそれに次いで多く13%(30人)で、これは対向車線にはみ出したために反対車線を走行中の自動車に衝突したものでした。

「単独事故」の内訳は、「工作物に激突」が14%(33人)、「転倒」8%(18人)、「路外逸脱」7%(16人)となっています。

これらの自損事故を被災者の年齢区分別に表したグラフ(図2)を見ると、「追突・衝突」は年齢が高くなるのに従つて増加していく60歳以上になると減少します。

「対向車に激突」は年齢とともに増加し、60歳以上が最多となっています。

「単独事故」は50歳代が最多の22人ですが、20歳代においては単独事故の割合が65%と群を抜いて多く、運転技能の未熟さが目立ちます。

自損事故全体では、高年齢ドライバーの事故が多いのが特徴となっています。
次々号に続く。

図1 交通事故の種類別割合の状況(陸運業)

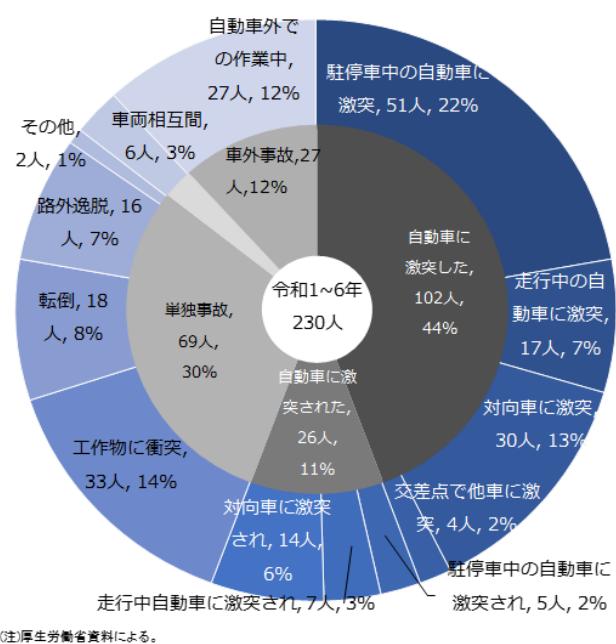
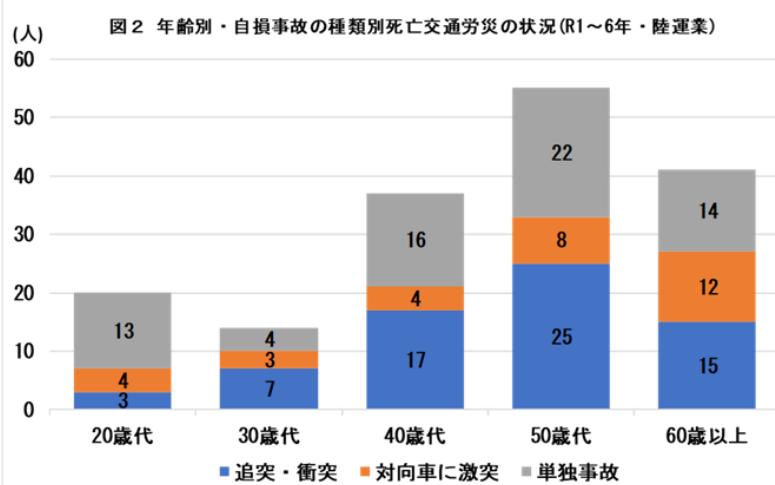


図2 年齢別・自損事故の種類別死亡交通労災の状況(R1~6年・陸運業)



令和8年度「安全衛生標語」の募集を開始します！

安全衛生意識の向上に繋がる標語応募に お取り組みください！

当協会では、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを呼びかける「安全衛生標語」を募集いたします。

入選作品は最も優れたものを最優秀賞、それに次ぐものを優秀賞とし、当協会の安全ポスター等に用いるほか、会員企業・事業場で広く活用していただくこととしております。

なお、入選作品につきましては、令和8年11月12日(木)に岐阜県岐阜市にて開催する第62回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in岐阜において表彰いたします。

皆様からの多数のご応募をお待ちしております。

募集の目的

企業・事業場における安全衛生意識の高揚を図り、自主的な安全衛生活動の推進に寄与すること。

主催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

標語のテーマ

次の3部門について、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを、具体的かつ簡明な表現で呼びかけるものとします。

(1) 荷役部門

荷役作業における労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 荷役作業時の墜落・転落又は転倒の防止
- イ 荷主等との連携に基づく災害防止
- ウ 高年齢労働者の荷役労働災害防止
- エ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進
- オ 危険予知活動、リスクアセスメント等の実施
- カ フォークリフト、テールゲートリフター、ロールボックスパレット等による災害防止

(2) 交通部門

交通労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 過労運転防止のための運行管理（適切な休憩の付与等）

- イ 高年齢運転者の交通労働災害防止
- ウ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進
- エ 交通KY（交通危険予知活動）の実施
- オ 安全運転の実施

(3) 健康部門

健康の確保・増進を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 健康診断の実施と事後措置の徹底
- イ ストレスチェック等のメンタルヘルス対策
- ウ 過重労働対策（恒常的に時間外労働を発生させない労働時間管理等）の徹底
- エ 腰痛予防
- オ 熱中症予防（令和7年改正労働安全衛生規則による事業者に義務付けられた措置の内容を含む）

応募の資格

次のいずれかに該当する方（家族の方を含みます。）

- (1) 当協会の会員事業場の役員・従業員である方
- (2) 当協会の労働災害防止活動にご理解・ご支援をいただいている企業、団体、事業場等の役員・従業員である方
- (3) 当協会支部の役職員の方

応募の方法

- (1) 作品は、自作で未発表のものに限ります。どの部門についても応募いただけますが、1部門の作品数は、お一人につき、3点以内としてください。

- (2) 応募用紙は、当協会のホームページからダウンロードできます。「令和8年度『安全衛生標語』募集のご案内」のページをご覧ください。この応募用紙は、「個人用」と「事業場一括応募用」の2種類があります。事業場で何人かの方々の作品を取りまとめて応募される場合には、「事業場一括応募用」の用紙をご使用ください。
- (3) ホームページからダウンロードした応募用紙によらない場合は、応募作品のほか、次の事項を必ず記載してください。
- ア 応募者の氏名とふりがな
 - イ 応募者の勤務先
勤務先名（例：○○会社○○支店○○課）
勤務先の住所、郵便番号、電話番号
 - ウ 応募する部門の別（「荷役」「交通」「健康」）
- 事業場で複数の方の作品を取りまとめて応募される場合は、各作品の作者が分かるようにしてください。また、応募を取りまとめた方の氏名及び連絡先も記載してください。
- (4) 上記(2)又は(3)の応募用紙等は、Eメール、ファックス、郵送（はがき、封書）等の方法により、当協会宛てにお送りください。
- (5) 応募用紙等に記載された個人情報は、当協会が責任をもって管理し、入選作品の選考における確認、入選の通知、賞品の発送及び入選者の公表のためのみに利用します。その他の目的での使用や第三者への提供はいたしません。

募集の締切

令和8年3月31日（火）

郵送の場合は、3月31日当日消印有効とします。

入選作品

- (1) 入選作品数は、次のとおりとします。

入選作品数	
最優秀賞	3作品（各部門ごとに、1作品）
優秀賞	3作品（各部門ごとに、1作品）
入選	6作品（各部門ごとに、2作品）

(2) 令和8年4月に当協会において入選作品を決定し、入選者本人又は応募の取りまとめた方に通知します。なお、作品の文言について、より具体的かつ簡明な表現とするため、若干の変更をお願いする場合があります。

(3) 入選作品は、令和8年5月に当協会のホームページで公表するとともに、広報誌「陸運と安全衛生5月号」に掲載します（いずれも、作者の氏名、勤務先の会社・団体等の名称及び所在地（都道府県名）を掲載します。）。

(4) 令和8年11月12日（木）開催の第62回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in岐阜の式典において、入選作品及び入選者の表彰を行います。

なお、代表者1名については、当日、当協会会長から壇上にて表彰状及び賞品を授与します。

自宅又は職場から大会会場（岐阜県岐阜市）までの往復交通費及び宿泊費は、各自のご負担となります。

(5) 入選者には、表彰状のほか、次の賞品を贈呈します。

賞品	
最優秀賞	2万円分の図書カード
優秀賞	5千円分の図書カード
入選	3千円分の図書カード

(6) 入選作品の著作権は、当協会に帰属します。入選作品は、当協会が作成する安全ポスター等の印刷物、ホームページ等で用いるほか、会員企業・事業場において広く活用していただきます。

応募先・お問合せ先

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 10階

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

業務部 広報課

TEL: 03-3455-3857 / FAX: 03-3453-7561

E-mail: r8hyougo@rikusai.or.jp

ホームページ

<https://www.rikusai.or.jp/>

令和7年度 陸災防フォークリフト荷役技能検定試験実施結果について

陸災防では、フォークリフト運転者の安全・正確・迅速な荷役作業の技能を1級及び2級として評価・認定し、技能の向上を通じて荷役災害の防止を図ることを目的として、「陸災防フォークリフト荷役技能検定」を実施しています。令和7年度は、10月15日（水）及び12月3日（水）に計10か所の会場で実施しました。

今年度は115人が受検され、認知度や関心も年々高まっています。皆様、次回の受検に是非お申し込みください。

各検定試験の実施結果は次のとおりです。

令和7年度から厚生労働省の団体等検定に認定されました



厚生労働省
団体等検定制度
ロゴマーク

1 検定1級試験

27名が受検し、22名が合格しました。

1級試験実施結果

受検者数	検定合格者	一部合格者
27名	22名 (81.5%)	0名

注：一部合格は、学科又は実技のいずれか一方のみの合格者数。



2 検定2級試験

88名が受検し、47名が合格しました。

2級試験実施結果

受検者数	検定合格者	一部合格者
88名	47名 (53.4%)	9名

注：一部合格は、学科又は実技のいずれか一方のみの合格者数。



3 各試験の総括

学科試験

学科試験の内容は、関係法令、走行装置、荷役装置、力学、荷役一般から出題しました。

このうち、1級試験は関係法令に関する問題が、2級試験は走行に関する装置の構造・取扱いの方法に関する問題の正答率が低い結果となっていました。

技能講習のテキストを学び直すとともに、当協会ホームページでは過去問を紹介していますので、是非、受検前の対策にお役立てください。

実技試験（点検試験・運転試験）

実技試験のうち点検試験は、定められた項目の点検はできている方が多かったものの、既定の時間を超えて減点されているケースが目立ちました。点検は毎日の始業開始前点検でも上達しますので、普段から点検を確実に実施しましょう。

運転試験についても、標準時間を大幅に超えて減点されているケースが多くありました。コース及び運転操作手順をあらかじめ習熟しておくことが重要です。また、減点項目別では「障害物への接触」による大幅減点や、走行操作時における「停止線での一旦停止位置不良」、荷積卸しにおける「安全確認が不足している」等の項目で減点されているケースが目立ちました。フォークリフトの旋回特性、車両の走行感覚を的確に把握することが肝要です。

点検試験の項目や運転コースレイアウト、そして参考動画等も当協会ホームページでご覧になれますので、事前に内容を確認の上、練習していただければと思います。

4 次回開催予定について

来年度も検定試験を実施いたします。受検案内の詳細は、4月頃にホームページに公表します。

是非、多くの方々にチャレンジいただくとともに、今回、残念ながら不合格だった方におかれでは、再度の受検をご検討ください。

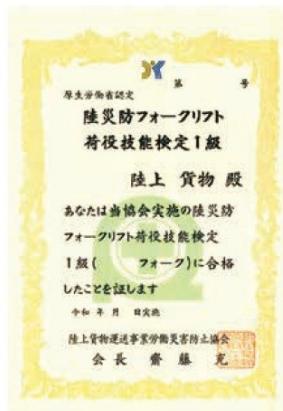
5 「陸災防フォークリフト荷役技能検定（厚生労働省認定）」の概要

平成27年度から実施しています本検定は、令和7年3月に厚生労働省から技能振興上奨励すべき検定として、団体等検定制度に基づくものとして認定され、令和7年度から新たに「陸災防フォークリフト荷役技能検定」として運用しています。

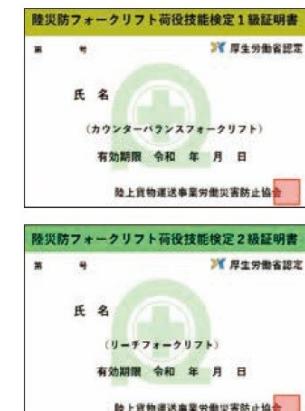
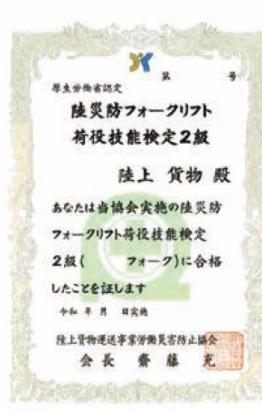
	1級	2級
対象者	フォークリフトにおける荷役作業に関し、安全、正確、迅速な作業について高度な技能を有すると認められ、指導的役割を担える者	フォークリフトにおける荷役作業に関し、安全、正確、迅速な作業について基本の技能を有すると認められる者
受検資格	フォークリフト荷役技能検定2級合格後2年以上の実務経験を有する者等	フォークリフト運転技能講習修了後2年以上の実務経験を有する者
合格者	1級合格証、1級証明書 金バッジ	2級合格証、2級証明書 銀バッジ



バッジ



フォークリフト荷役技能検定合格証

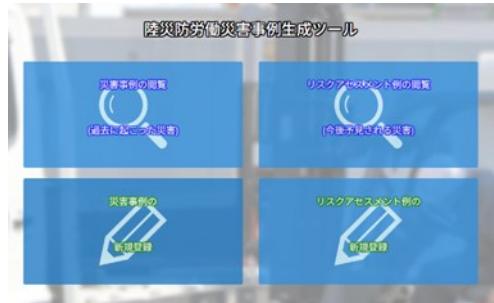
フォークリフト荷役技能検定
証明書

「陸災防労働災害事例生成ツール」サービス終了のお知らせ

平素より「陸災防労働災害事例生成ツール」をご活用いただき、誠にありがとうございます。

この度、本サービスは令和8年（2026年）3月31日（火）をもちまして、サービスの提供を終了させていただくこととなりました。

これまで多くの皆様にご活用いただき、労働災害防止の一助としてご愛顧いただきましたことを、心より感謝申し上げます。ご利用中のお客様にはご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。



■ サービス終了日

令和8年3月31日(火) （新規アカウント登録は終了しています）

■ 作成済みデータの保存について

現在作成済みの事例データが必要な場合は、サービス終了日までに以下の手順で保存をお願いいたします。

1 「事例タイトル」をクリック

災害事例一覧						
新規登録						
登録番号	発生日付	事例タイトル	登録者	作業場所	作業内容	起因物
9	2020/10/21	蛍光灯の入替え作業中、脚立から転落	rikusai-KK	構内 - 自社 - 屋内 - その他	その他作業・事務作業	脚立
12	2020/10/14	倒れたロールボックスパレットに挟まり負傷	rikusai-KK	構内 - 発荷主 - 屋内 - 倉庫	荷役作業・ロールボックスパレット（カゴ車）を引く	ロールボックスパレット
112	2020/10/06	空のロールボックスパレットを搬む際にバランスを崩して転倒	rikusai-YT	構内 - 自社 - 屋外 - 土場	その他作業・移動	ロールボックスパレット

2 「印刷」ボタンを選択

災害事例	
蛍光灯の入替え作業中、脚立から転落	
事例再現 印刷 編集 刪除	
災害の発生日時	2020/10/21 09:46
作業場所	構内 - 自社 - 屋内 - その他オフィス
作業内容	その他作業・事務作業
事故の型	墜落・転落
災害の起因物	脚立
被災の程度（見込みを含む）	脚立を持ってきて蛍光灯の交換作業を行なったが、脚立がぐらつき、そのまま床面に転落した。

3 紙で保存する場合→プリンターを選択そのまま印刷する

データで保存する場合→プリンター設定から「PDFとして保存」を選択し保存する（お使いのプリンターによって表記は異なります）



■ サービス終了後のデータ取扱いについて

令和8年4月1日以降は、本システムへのアクセス及びデータの閲覧・保存が一切できなくなります。あらかじめご了承いただけますようお願い申し上げます。

ご登録いただいた利用者情報及び作成データにつきましては、サービス終了後に当協会が責任を持って消去いたします。

これまで本サービスをご活用いただき、誠にありがとうございました。

<本件に関するお問合せ先>
技術管理部
TEL : 03-3455-3857

《厚生労働省補助事業》

陸運業の安全衛生管理実務担当者研修のご案内

陸運業における労働災害を減らすためには、安全衛生推進者等が職務遂行に必要な知識を身につけ、事業場における安全衛生活動をリードしていくことが大切です。

この研修では、現在、陸運業において安全衛生推進者に選任されている方だけでなく、安全衛生管理を担う方や今後担当予定の方を対象に、安全衛生管理に関する知識、手法を説明します。是非この機会に、安全衛生推進者等のレベルアップを図り、職場の安全衛生水準の向上を目指しましょう。

研修の内容

- 1 陸運業における労働災害発生状況
- 2 安全衛生推進者の職務
- 3 モデル安全衛生管理規程
- 4 災害事例に学ぶ安全衛生推進者の職務の実践

開催時間 13時30分～16時00分（休憩含む）

- 参加対象者**
- ・安全衛生推進者に選任されている方
 - ・陸運業で主に安全管理を担う方
 - ・今後、安全を担当する予定の方

受講料 無料

受講証明 本説明会を受講された方には、受講証明書を発行します

問合せ先 陸災防 各都道府県支部

（本研修は、法令でカリキュラムが定められている安全衛生推進者養成講習や安全衛生推進者能力向上教育（初任時）ではありませんのでご注意ください。）

「陸運業の安全衛生管理実務担当者研修」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
青森	1月15日(木)	三八地区研修センター	千葉	1月26日(月)	千葉県トラック会館
	1月16日(金)	青森県トラック協会研修センター	三重	2月19日(木)	三重県トラック協会研修センター
茨城	2月10日(火)	茨城県トラック総合会館	奈良	2月19日(木)	奈良県トラック会館



《厚生労働省補助事業》

荷役作業安全ガイドライン説明会のご案内

陸運業の労働災害の多くは、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。またその多くが、荷主等の事業場で発生している実態があります。

厚生労働省では「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等双方の実施事項を示しています。

本年度は、陸運事業者向け荷役作業安全ガイドラインの説明会を以下の開催地で実施します（受講料無料）。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

「荷役作業安全ガイドライン説明会」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
北海道	1月27日(火)	函館地区 トラック研修センター	福島	1月29日(木)	福島県 トラック協会 県中研修センター
宮城	2月25日(水)	宮城県 トラック協会	東京	1月20日(火)	東京都 トラック総合会館

《厚生労働省補助事業》

荷役災害防止担当者研修（陸運事業者・荷主等向け） のご案内

厚生労働省が策定した荷役作業安全ガイドラインでは、荷役災害防止のための管理体制として、陸運事業者及び荷主等のそれぞれの事業場において、「荷役災害防止担当者」の指名とその担当者に対する荷役災害防止のための安全衛生教育の実施を求めています。また、その教育カリキュラムは、厚生労働省の通達として示されています。

当協会では本年度、この教育カリキュラムに準じた荷役災害防止担当者研修を以下の開催地で実施します。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

内容

- ・荷役作業における労働災害の現状と事業者の責務
- ・荷役作業における労働災害防止対策
- ・荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚
- ・荷主等と陸運事業者との連絡調整
- ・関係法令

開催時間 13時00分～17時00分（休憩含む）

参加対象者 陸運事業者及び荷主等事業場に属する安全担当責任者

受講料 無料

受講証明 本説明会を受講された方には、受講証明書を発行します

問合せ先 陸災防 各都道府県支部

「荷役災害防止担当者研修（陸運事業者・荷主等向け）」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
福島	2月13日(金)	福島県トラック協会 県中研修センター	兵庫	1月23日(金)	兵庫県 トラック総合会館
千葉	2月9日(月)	千葉県トラック会館	愛媛	2月12日(木)	愛媛県 トラック総合 サービスセンター
神奈川	2月4日(水)	神交共ビル 9階大会議室	熊本	1月14日(水)	(公社) 熊本県 トラック協会 研修センター旧館 2階
山梨	1月16日(金)	山梨県自動車総合会館 4階	鹿児島	2月4日(水)	鹿児島県 トラック研修センター (とらんじえる)
滋賀	1月29日(木)	滋賀県 トラック総合会館			



小企業無災害記録表彰【令和7年12月】

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第1種	ハートランス株式会社 名古屋営業所	26名	令和4年7月19日～令和7年7月18日	愛知県
第3種	有限会社中鑄物流	9名	平成29年11月20日～令和6年11月19日	愛知県
第3種	三建産業株式会社	43名	平成30年7月1日～令和7年6月30日	岐阜県
第3種	株式会社中村建運 本社営業所	25名	平成28年4月5日～令和5年4月4日	福島県
第4種	株式会社サンワネット 豊川営業所	10名	平成25年5月30日～令和5年5月29日	愛知県
第5種	株式会社ムラセエコライン 福島事業所	20名	平成22年10月2日～令和7年10月1日	福島県

陸災防では、常時50人未満の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。
この無災害記録には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、第4種は10年間、第5種は15年間の無災害を称えるものです。

●申請方法
本表彰は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。
事業場の安全衛生に対する取組を応援するため、この制度をご活用ください。

【厚生労働省からのお知らせ】

2月は「化学物質管理強調月間」です

～慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方～

厚生労働省は2月1日から1か月間、「化学物質管理強調月間」を実施します。

「化学物質管理強調月間」は、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としております。

この月間中、厚生労働省では、次の取組を行うこととしています。

●化学物質管理強調月間特別イベント（厚生労働本省）

【概要】

○目的：

- ・新たな化学物質管理制度の趣旨を広く事業者に周知し、業種・規模を問わず自律的な化学物質管理の定着を図ること。
- ・飲食業・宿泊業を例に、すぐに実践できる具体的な行動様式を共有すること。

○対象：全ての事業者（業種・規模を問わず）

○内容：

- ・新たな化学物質管理に関する制度の背景や現状、化学物質の自律的管理に関する基礎的情報を共有するセッション（化学物質管理者制度や支援施策紹介等を含む。）
- ・飲食業・宿泊業など、これまで化学物質管理の経験が少ない事業者を対象に、リスクアセスメントや安全管理の進め方を体験的に学ぶ実践的ワークショップ

【開催時期】令和8年1～2月（予定）

【開催場所】東京・大阪

【参加募集開始】令和7年12月（予定）（詳細は厚生労働省HPで12月頃公表予定）

●化学物質管理に関する説明会等の開催（都道府県労働局、労働基準監督署）

化学物質対策に関する説明会の開催、都道府県の環境部局と連携した説明会の開催等。

第2回化学物質管理強調月間実施要綱

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001590203.pdf>

災害事例
と
その対策

酸素欠乏症と硫化水素中毒

【インフラの老朽化】

大規模な道路の陥没により、トラック運転手が車両ごと落下し、死亡するという前代未聞の事故から1年になります。この事故は高度経済成長期に全国で整備された日本の社会インフラの老朽化に伴い発生したもので、他の地域でも同様の事故が発生する可能性はあるといつてもいいと思われます。そして、この大規模な陥没事故を受けて、一斉に下水道管の点検作業を行う中で、次なる災害が起きました。

【4人死亡の重大災害】

下水道管の点検を行うに際し、清掃作業及び管内の排水状況を確認するため、はしごを伝ってマンホール内に入った作業員が転落し、助けようとした3人も相次ぎ転落し、全員死亡した。硫化水素中毒や中毒に伴う窒息が死因。

【酸素欠乏症と硫化水素】

まだ皆さんの記憶に新しい事例として挙げましたが、この事故に限らず、酸素欠乏症や、硫化水素中毒による災害は後を絶ちません。

酸素が欠乏した空気の吸入や硫化水素の中毒は、脳の機能に大きい影響を与え、意識を失い、倒れて死に至ります。これが高所で発生した場合は墜落につながります。被災を知って助け出そうとする者も、焦っていたり慌てていたりして、保護具を着用せず、またはきちんと着用できていない状態では後を追うようなことになり、同様に酸欠状態に陥って、複数の人が被災する事になる場合があります。

上記の例も、まさにそのような状況であったのではないかと推測されます。

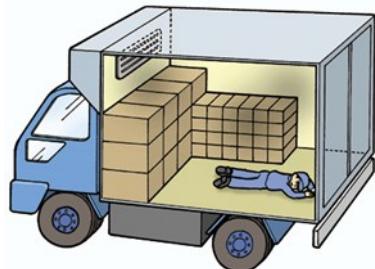
【陸運業ではどうか？】

陸運業においても、こういった災害は発生しています。

分かりやすい災害事例には、次のようなものがあります。

- (1) バルク車のタンク内に窒素ガスを圧入し、高压にしてから内容物を排出する方法で荷卸しを終えた。4時間後、タンク内に入り異物がないか確認していたところ、突然意識を失って倒れた（酸素欠乏症）。
- (2) 冷凍車でアイスクリームの配達作業。店舗への搬入作業中、同行していた同僚が保冷するために冷凍庫に入り、扉を閉めてド

ライアイスを散布したところ、昇華により発生した二酸化炭素が充満し酸欠状態に陥って倒れた。



【酸素濃度の低下（酸欠状態）と硫化水素の発生について】

空気中の酸素濃度は、金属の錆び、油の酸化、青果や木材の呼吸や腐敗などによっても低下します。泥水や汚水などがたまつていれば、その中の微生物の呼吸によっても酸素が消費されます。事例のように、ドライアイスや窒素、その他都市ガスやプロパンガスの漏れによっても酸素が置換されて酸欠状態になる可能性があります。

硫化水素や一酸化炭素も酸欠状態を作り出しますが、これらにはそれ自身に強い毒性があり、酸欠にならなくとも重大なダメージを受けることになります。

硫化水素は酸素がない状態で有機物などが分解される際に発生します。つまり上記の下水道管のように、汚水などが長時間滞留するような場所がその代表例になります。

【酸素が極端に少ない空気や硫化水素を吸うとどうなる？】

酸素濃度が極端に低下した空気の場合、数回吸っただけで、脳の機能が低下し、意識を失ってしまいます。

高濃度の硫化水素の場合、数回の呼吸で昏睡状態から呼吸停止に至ることもあるのです。

【どうすればいいのか】

- ・まず、「知ること」が大切です。

酸欠や硫化水素中毒の怖さを知り、発生の原因を知ること。

- ・そして、「疑うこと」。

酸素の欠乏や、硫化水素の発生を疑い、無防備に進入せず、確認することが命を守ることにつながります。

業種別労働災害発生状況(令和7年速報値)

令和7年12月8日現在

死亡災害

	令和7年1月～11月 [速報値]		令和6年1月～11月 [速報値]		対前年比較	
	死者数(人)	構成比(%)	死者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	566	100.0	631	100.0	-65	-10.3
製造業	95	16.8	116	18.4	-21	-18.1
建設業	179	31.6	207	32.8	-28	-13.5
交通運輸事業	11	1.9	7	1.1	4	57.1
陸上貨物運送事業	62	11.0	91	14.4	-29	-31.9

死傷災害

	令和7年1月～11月 [速報値]		令和6年1月～11月 [速報値]		対前年比較	
	死者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	110,397	100.0	113,193	100.0	-2,796	-2.5
製造業	21,895	19.8	22,649	20.0	-754	-3.3
建設業	11,184	10.1	11,779	10.4	-595	-5.1
交通運輸事業	2,630	2.4	2,554	2.3	76	3.0
陸上貨物運送事業	12,922	11.7	13,862	12.2	-940	-6.8

事故の型別 死亡災害発生状況(陸上貨物運送事業 速報値)

令和7年12月8日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はざまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	交通事故(その他)	その他
令和7年1月～11月	62	7	1	5	3	2	3	38	0	3
令和6年1月～11月	91	18	2	10	2	4	12	35	0	8
対前年増減	-29	-11	-1	-5	1	-2	-9	3	0	-5

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの

事故の型別 死傷災害発生状況(陸上貨物運送事業 速報値)

令和7年12月8日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はざまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他
令和7年1月～11月	11,747	3,089	2,368	698	542	272	649	1,099	626	9	1,904	491
令和6年1月～11月	12,426	3,219	2,244	907	543	291	672	1,258	609	12	2,163	508
対前年増減	-679	-130	124	-209	-1	-19	672	-159	17	-3	-259	-17

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「動作の反動・無理な動作」以外をまとめたもの

詳細は、陸防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp/>に掲載

[死亡災害]

死亡災害は62人となり、前年同月と比べて29人の減少となった。事故の型別で見ると、「交通事故(道路)」が38人と最も多く発生しており、前年同月と比べて3人の増加となった。「崩壊・倒壊」は前年から1人増加している一方で、「墜落・転落」は11人の減少となっている。

[死傷災害]

死傷災害は13,922人となり、前年同月と比べて940人の減少となった。主な事故の型別の状況を前年同月の状況と比較すると、「転倒」(+53)が大きく増加している一方で、「激突」(-221人)、「墜落・転落」(-187人)、「はざまれ・巻き込まれ」(-183人)が大きく減少している。

陸運業 死亡災害の概要(令和7年)

令和7年12月8日現在
陸防調べ

災害発生 月日	事故の型	起因物	性 別	年 齢	職種	経験 期間	被災時 の作業内容	災害の概要
7年11月 21日	交通事故(道 路)	その他の建設 機械等	男 性	55	貨物自 動車運 転者	30 年	自動車運 転	被災者は、貨物トラック(最大積載量6t、箱型)を運転し、国道を走行していたところ、対向車線を走行中のコンクリートポンプ車に激突されたもの。現場路面はブラックアイスバーン状態であり、加害車両は当該路面でスリップし、制動を失い対向車線にはみ出した。
7年11月 7日	交通事故(道 路)	トラック	男 性	62	貨物自 動車運 転者	29 年	大型トラッ クの運転 業務	高速道路インターチェンジ付近で、加速車線から本線に合流した大型トレーラーに本線を走行してきた大型トラックが追突し、大型トラックの運転者が胸部を強打したことによる外傷性心タンポナーデで死亡した。また、追突された大型トレーラーの運転者は全治10日の全身打撲を負った。
7年11月 6日	交通事故(道 路)	トラック	男 性	58	貨物自 動車運 転者	20 年	梱包新聞 の配達	梱包した新聞を新聞販売会社へ配達にあたり、国道を走行中、センターラインを越えて進行方向右側に蛇行し、国道沿いにあるマンションの腰壁に正面から衝突したことにより、車内で頭部を強く打ち付けた衝撃で脳挫傷を発症して死亡したもの。蛇行原因は不明。
7年10月 3日	高温・低 温の物 との接 触	危険物・有害物 (通知対象物に 限る。)	男 性	74	貨物自 動車運 転者	30 年	自動車運 転業務	被災者は関連する会社の合材センターにて精製されたアスファルトが積載されたトラックの荷台に乗りアスファルトの熱を逃がさないよう麻布をかけた。被災者が到着しないことの連絡を受けて同センター担当者が構内を探したところ、被災者がトラックの荷台で麻布がかけられたアスファルトに腹臥位で倒れている状態で発見された。発見時、被災者は意識がない状態であり病院に搬送されるも低酸素脳症になり死亡した。倒れた原因は不明。

【図書・用品の発送料についてのお知らせ】

発送料改定のお知らせ

当協会では、これまで図書・用品の発送料維持に努めてまいりましたが、昨今の物流コストの上昇により、現行価格を維持することが困難な状況となりました。

つきましては、誠に心苦しいところではございますが、令和8年2月1日出荷分から、発送料を改定することといたしました。

ご利用の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、事情をご賢察いただき、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

新価格 発送料一覧表 (PDF)

(https://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2026/01/shipping_list.pdf)

陸災防の動き

- | | | |
|-----|---------------------|-----------------|
| 12月 | ・年末・年始労働災害防止強調運動運動 | 12月1日～令和8年1月31日 |
| | ・関東・甲信越ブロック自主事務局長会議 | 12月18日 |
| | ・東海・北陸ブロック自主事務局長会議 | 12月18日 |

新しい安全ポスターのご案内

腰痛予防対策にご活用ください！



安全ポスター №88

編集後記

今年の干支、午（馬）は「力強さ」「前進」を象徴しているといわれています。陸災防も会員の皆様のお役に立てるよう、より一層力強く邁進してまいります。

令和8年から9年にかけて改正労働安全衛生法が施行されます。本誌では陸運業に関する改正のポイントを分かりやすくお届けしてまいりますので是非ご活用ください。

本年の全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会は岐阜県で開催します。一年間、表紙で岐阜県の観光名所や伝統行事をご紹介します。

本年も何とぞよろしくお願ひします。

今月の表紙 岐阜城（岐阜県岐阜市）

金華山山頂に位置する岐阜城は、城主となった織田信長が地名を「岐阜」に、城名を「岐阜城」と改め、天下統一の拠点としました。現在の天守閣は昭和31年に復興されたもので、日没～夜11時までライトアップされ、暗闇の中にその姿が浮かび上がります。

陸運と安全衛生 2026年1月号 №685

2026年1月10日発行

毎月1回10日発行

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

安全衛生総合会館内

電話:03-3455-3857

(印刷物による年間購読料6,600円(税込・送料込み))